

町県民税の住宅借入金等特別控除について

平成20年度から始まった制度で、税源移譲により所得税で控除しきれない住宅借入金等特別控除額を、町県民税から控除する制度です。

この控除を受けるためには、平成18年末までに入居し所得税の住宅借入金等特別控除を受けている方で、町県民税の住宅借入金等特別控除の申告書の提出が必要です。



Q どういう場合に町県民税の住宅借入金等特別控除の対象になるの？

A 給与所得者については、平成20年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄にある「住宅借入金等特別控除可能額」が「住宅借入金等特別控除額」より大きい場合に、町県民税の住宅借入金等特別控除の対象となります。

Q 町県民税の住宅借入金等特別控除の金額の計算は？

A 町県民税の住宅借入金等特別控除額は、「住宅借入金等特別控除可能額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額」のどちらか少ない金額から「所得税の住宅借入金等特別控除額」を差し引いた金額となります。

Q 町県民税の住宅借入金等特別控除の申告書の提出方法は？

A ●所得税の確定申告をされない方

源泉徴収票を添付して、平成21年1月1日現在にお住まいの市区町村に提出してください。

●所得税の確定申告をされる方

所得税の確定申告書とともに税務署か申告相談会場で提出してください。

提出期限：平成21年3月16日（月）

申告書の用紙は米子税務署、本庁舎住民課税務室、申告相談会場(申告期間中)にあります。

Q 申告書は今回だけ提出すればいいの？

A 平成21年度以降、町県民税の住宅借入金等特別控除額の適用を受けるためには、**毎年申告が必要**となります。

Q 平成19年以降に入居した場合は？

A 町県民税の住宅借入金等特別控除の適用はありません。

※所得税に新たな住宅借入金等特別控除制度の特例（控除期間を10年、もしくは控除率を引き下げて控除期間を15年に延長する方式のどちらかを選択）が創設されています。

ご不明な点がありましたら、住民課税務室までお問合せください

【問合せ先】 住民課税務室 ☎ 68-3114